

# 人権行政について考える

——大阪市人権施策推進審議会答申等を手がかりに——

友永 健三

## 要約

一九九〇年代初頭以降、日本においても人権行政の必要性が、各方面から指摘されるようになってきた。しかしながら、その内容は不明確である。二一世紀を人権が尊重された世紀とするためには、国ならびに自治体での人権行政の確立は不可欠である。本稿では、昨年二二月に出された大阪市人権施策推進審議会答申をはじめ国内外の主な取り組みを概括し、人権行政の骨格や今後の課題を考察した。

## 一 はじめに

二〇〇七年一月二日に大阪市人権施策推進審議会（会長…中川喜代子奈良教育大学名誉教授）は、答申「今後の人権行政のあり方について」を、關淳一市長に提出した<sup>1)</sup>。

大阪市はこれまで同和行政や人権行政に関して先進的な取り組みを実施してきた自治体として、各方面から一

目をおかれてきた。しかしながら、二〇〇六年五月の連休明け以降、いわゆる「飛鳥会問題」が発覚し、運動団体の問題だけでなく、大阪市の同和行政が持っていた負の側面が鋭く問われるところとなってきた。關市長は、〇六年八月三十一日の「大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・管理委員会」の意見を受け、青少年会館条例の廃止に代表される大幅な同和行政の見直しを行った。こうした見直しに対して、「飛鳥会問題」を口実にした大

阪市の同和行政・人権行政の全面的な後退につながるものであるとの批判の声が高まった。このような状況下で、〇六年一月一日、關市長から大阪市人権施策推進審議会に対して「今後の人権行政のあり方について」諮問が行われた。諮問を受けた審議会は、人権行政の在り方に關する意見募集を行うとともに、四回の全体会、一回の検討部会、三回の起草委員会を経て、一年後の〇七年一二月に「答申」を取りまとめた。<sup>3</sup>

このような経過で取りまとめられた「答申」だけに、その内容が注目されたが、人権行政の定義づけ、これまでの同和行政の成果と欠陥を踏まえた人権行政のあり方、市民からの信頼性の確保等、今後の人権行政のあり方を検討していくうえで参考になる内容が盛り込まれている。その内容を紹介するとともに、この機会に日本における人権行政を取り巻く大まかな歴史を振り返り、人権行政の骨格や今後の課題について考察してみたい。

## 二 大阪市人権施策推進審議会答申について

### 1 大阪市の人権行政の歩み

今回の「答申」の内容を紹介する前に、大阪市にお

ける人権行政の動向を簡単に紹介しておこう。大阪市において、人権行政が本格的に開始されたのは、一九九〇年代の後半からである。具体的には、九六年四月に市長を本部長とする大阪市人権教育のための国連一〇年推進本部が設置され、翌年八月に「行動計画」が策定された。一九九八年四月には従来からの市民局同和対策部が市民局人権部に改組され、九九年四月に市長を本部長とする大阪市人権施策推進本部が設置され、同年五月に人権施策基本方針が策定された。そして二〇〇〇年四月から大阪市人権尊重の社会づくり条例が施行され、この条例に基づき大阪市人権施策推進審議会が設置された。

このうち、人権施策基本方針は、「はじめに」、「Ⅱ人権行政の基本理念—1 人権の考え方の拡がり、2 大阪市がめざす人権行政とは、3 人権行政の基本理念」、「Ⅲ人間主体のまちづくりの現状と取組—1 うるおいといきがいのあるまちづくりに向けた取組、2 直面する課題への取組（同和問題、外国籍住民にかかわる課題、障害者にかかわる課題、高齢者にかかわる課題、子どもにかかわる課題、女性にかかわる課題、その他さまざまな人権にかかわる課題）」、3 これまでの成果と課題」、「Ⅳ新たな人権行政推進のためのシステム—1 人権尊重を基礎とした業務の遂行と、施策の企画・運営システムの構築、2

人権行政推進のための体制、3 市民参加の促進」から構成されていた。

## 2 今回の答申の概要

まず、「答申」の全体の構成としては、「はじめに」、「1 大阪市の人権行政はどうあるべきか—（1）人権とは、（2）人権行政とは、（3）大阪市のめざすべき人権行政とは、（4）人権行政の課題、（5）今後の人権行政の基本的な方向」、「2 今後、人権行政にどのように取り組むべきか—（1）大阪市の主体的に推進すべきもの、（2）大阪市の市民と協働して推進すべきもの、（3）評価・検証による施策の改善」、「3 人権行政を推進するための枠組み—（1）推進体制、（2）実現に向けた計画及びスケジュール、（3）関係機関等との連携・働きかけ」、「おわりに」となっている。

## 3 「FUTURE PLAN」

ここでは、飛鳥会問題等の同和行政の不祥事を反省する必要性を指摘しつつも、それが市の人権行政の推進を妨げてはならないことを次のように指摘している。

大阪市は、これまで同和問題の解決に取り組み、かつての生活環境の劣悪な状況は基本的に解消されるなど、大

きな成果を挙げました。一方で、「地対財特法」期限後、同和行政の成果を無にしないという視点で、一般施策をもって取り組んできましたが、一部の事業において透明性・公平性・公正性が欠如していたことについては反省を求めなければなりません。「…」しかしながら、これまでの同和行政への批判が、人権が尊重される社会の実現という理念とそれに基づく取組みを停滞させることにつながってはなりません。そのためにも、今、大阪市内における今後の人権行政のあり方を提示することは極めて重要であると考えます。「…」したがって、本審議会では、同和行政の功罪から学んだことを十分に踏まえ、市民からの賛同と協力が得られるよう、透明性・公平性・公正性が確保された新しい人権行政について検討しました。また、今回の「答申」が、個別人権課題には言及していないことに関して以下のように述べている。

本審議会では、人権問題の解決にあたり、これらの課題「高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティックバイオレンスなど」引用者」ごとの施策を推進することが重要であることは十分認識しつつ、新たな人権行政の枠組みを考えるうえで、人権問題が複雑・多様化している状況に鑑み、それらの問題を横断的な視点で捉える必要性、人権問題を固定化するのではなく、すべての人にかかわ

る問題として捉える必要性があるとの結論に達しました。したがって、本答申では、個別の人権課題には言及せず、審議を進めました。

#### 4 「『大阪市の人権行政はどうあるべきか』について

次いで、ここでは「国際人権都市として世界に誇れる人権尊重のまちづくり」をめざすことを提起し、「人権とは」、「人権行政とは」、「人権が尊重されたまち」、「国際人権都市」についてそれぞれ定義を行っている。

人権とは、安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、自由に意見を言う権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的な権利です。人権行政とは市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことです。

「人権が尊重されるまち」とは、「大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち」であり、「差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことが

できる心豊かで生きがいのあるまち」です。

国際人権都市：日本国憲法に基づき、国際的人権基準に沿って、人権の擁護と促進を図ることをめざす開かれた都市。

また、「(5) 今後の人権行政の基本的な方向」では、①人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり、②透明性・公平性・公正性の確保、③人権教育・啓発及び人権相談・救済の推進、④市民の参画と協働の推進、⑤評価・検証による実態に即した施策の改善と計画的な人権行政の推進、が提起されている。

#### 5 「『2 今後、人権行政にどう取り組むべきか』について

ここでは、「大阪시가主体的に推進すべきもの」、「大阪市が市民と協働して推進すべきもの」、「評価・検証による施策の改善」に分けて提起が行われている。このうち、「(1) 大阪市が主体的に推進すべきもの」として、①人権の視点に立った行政運営、②広聴・広報・情報公開、③人権教育・啓発、④人権相談・救済、⑤職員等の研修、が指摘されている。このうち注目されるのは、①で、「人権の視点ですべての施策に貫かれる行政運営を推進」「さまざまな人権課題に対するこの取り組みは、

法律・計画等を踏まえ、答申・提言を尊重し、積極的に推進」「総合行政である人権行政を進めるにあたっては、縦割りでない牽引力が発揮できるよう強力な推進体制を再構築」すべきことが指摘されている点である。また、「さらに、さまざまな製品の購入や業務委託などにあたっては、大阪市が事業主として、人権や労働、環境などの社会的課題に対する関係先の姿勢や現状を考慮する仕組みについて検討」すべきとの指摘があげられる。

「②」大阪市が市民と協働して推進すべきもの」では、①ネットワーク・交流の促進、②市民活動に対する支援が提起されている。このうち、①での「人権行政を効果的に進めるためには、行政と市民（大阪市の区域内に通勤し、または通学する者を含む）、市民活動団体（地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体）、大学・研究機関、企業・事業者等が、お互いの役割を認め合い不足を補い合い、協力して問題解決にあたることが重要であり、ネットワークを拡充し、交流を促進することが必要」との指摘は重要なポイントである。②では、活動や交流の機会・場の提供、協働事業の推進、リーダの養成支援、が掲げられている。

「③」評価・検証による施策の改善」では、①実態把握、②施策の分析による効果測定と職員の自己点検、③

評価・検証の指標づくり、が提起されている。このなかで、「評価・検証の指標づくり」は、人権行政を効果的に推進していくうえで今後の重要な課題だとして、「人権が尊重されるまち指標」は数値として把握できるものを基本としつつ、数値化できない質的な成果についても含めることとし、その指標づくりにあたっては、幅広く市民の参加・参画を求め、市民と行政が協働して取り組む仕組みが必要」と指摘している。

### 6 「3 人権行政を推進するための枠組み」と「おわりに」について

「3 人権行政を推進するための枠組み」の「1」推進体制」では、①推進の中核を担う部署の責務及び充実・強化、②人権施策推進本部の充実・強化、③審議会の充実強化と施策の是正・改善勧告にかかる制度の構築、が指摘されている。このうち①で、総合調整、企画・立案・計画、評価・検証、改善要請ができる中核を担う部署（現在は市民局人権室）について「市政全般に影響を与え、牽引力のある組織として指導的役割を果たすべく、機構改革も視野に入れ、検討すべき」と、充実・強化を求めている点は重要である。また、③では、「人権行政の公正かつ透明な運営を図るため、外部の第三者的な立場か

ら人権施策を調査し、必要な場合には、是正措置の勧告や制度改善の意見表明が可能となる制度の構築を検討すべきです。広く人権にかかわるこのような制度は、諸外国においては、すでに設置され機能しているものの、日本においては、いまだ検討の段階でとどまっています。制度の構築にあたって、その権限、組織、設置根拠等についての調査・研究に早急に着手すべき」と、人権行政の適切な推進を監視するオンブズマン制度の検討の必要性に踏み込んでいる。

「(2) 実現に向けた計画及びスケジュール」では、「人権施策推進計画」を二〇〇八年中に策定すべきこと、年次ごとの推進状況(実績・課題・評価・検証結果等)をとりまとめ、議会、人権施策推進審議会に報告し、市民に公開すること、等が求められている。

「(3) 関係機関等との連携・働きかけ」では、「人権行政の推進は、大阪市によつてのみなされるものではなく、国や府、関係機関、団体、大学・研究機関、企業・事業者等との連携が不可欠であり、これらの機関との協力関係を築くべきです。また、国の枠組みが人権尊重の視点から実態にそぐわない場合には、必要に応じて積極的に国に強く働きかけるべき」と指摘されている。

「おわりに」では、「大阪市が、本答申を真摯に受け止

め、展望をもった「推進計画」を策定し、取組みを具体化し、着実に人権行政を推進することを強く要請」と述べられている。

## 7 今回の答申の評価と今後の課題

今回の答申で評価できるのは、以下の諸点である。

- ・「人権」、「人権行政」、「人権尊重のまちづくり」、「国際人権都市」などの定義を明確にしたこと。
- ・「人権行政」を進めていくうえで必要な、職員の育成と研修の重要性、総合性を確保するための体制強化、調査を踏まえた計画策定、計画策定に際しての目標指標設定、目標指標に基づく評価などの必要性を指摘したこと。

- ・大阪市と市民との協働の必要性を明確に指摘したこと。
- ・市民のリーダー養成支援、情報や場所の提供、公募型委託事業や基金の活用等を提起したこと。
- ・行政による製品購入、事業委託の際、相手側の人権等に対する取り組みを考慮に入れる必要性、監視と是正を勧告することができるとの第三者機関(オンブズマン)の設置の必要性など、新たな視点を盛り込んだこと。

今後の課題として、以下の諸点を挙げる事ができる。

- ・平松新市長をはじめとする大阪市職員全体に今回の答申の周知徹底を図る。
- ・大阪市民（大阪市内にある企業、民間団体、大学・研究機関等を含む）に答申の普及・宣伝を図る。
- ・二〇〇八年中に、答申を受けた大阪市人権行政基本計画を策定する。
- ・人権行政の効果測定ができる指標の開発、市による物品購入・事業委託の際の人権や環境等の視点を踏まえた評価指標の開発、人権行政を監視し改善への勧告等ができる第三者機関の研究等に取り組む。
- ・今回の答申や大阪市人権行政基本計画と連動する個別人権課題ごとの計画を策定する。<sup>4)</sup>

### 三 国際的な動向

日本における人権行政の開始と発展に、国際的な動向、とりわけ国連を中心とした人権活動が大きな影響を与えている。ここで、その概要を紹介しておこう。

一九九三年六月、国連の主催でオーストリアのウィーンにおいて世界人権会議が開催され、ウィーン宣言・行動計画が策定された。このなかで、「人権及び基本的自由は、すべての人間が生まれながら有する権利であり、

それらの伸張及び保護は、政府の第一義的な義務であ」<sup>5)</sup>って、「すべての人権は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存しかつ関連している」ことが明らかにされた。また、①世界的に人権教育を実施すること、②各国国内で人権侵害を効果的に救済するための国内人権機関を設置すること、③国内人権計画を策定すること、④国連人権高等弁務官を新設すること、などが盛り込まれた。<sup>6)</sup>

同年一二月の国連総会で、国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）が採択された。これは、人権侵害の救済、人権教育の推進、人権条約締結促進と国内での実施、人権擁護に向けた提言等を各国内で担う機関を設置するために必要な原則を定めたものである。このなかでは、とくに国内人権機関の独立性と構成員の多元性を確保することの重要性が強調された。<sup>6)</sup>

一九九五年一月から二〇〇四年一二月にかけて、人権教育のための国連一〇年が取り組まれた。このために国連は、宣言と行動計画を採択し、人権教育の定義を行うとともに、国際、国際地域、各国、国内地域、各レベルでの人権教育推進を呼びかけた。とりわけ各国に対しては、国内での包括的な推進体制の構築、国内行動計画の策定を呼びかけた。〇五年一月以降は、人権教育のための世界プログラムとして引き継がれている。<sup>7)</sup>

二〇〇一年八月末から九月初めにかけて、南アフリカのダーバンで国連主催の、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する世界会議が開催された。この会議では、冷戦後の世界で多発する民族紛争、外国人排斥の高まりの根絶をめざしてダーバン宣言・行動計画が採択された。このなかでも人権教育の必要性とともに各国内での行動計画の策定が求められた<sup>8)</sup>。

二〇〇二年八月、国連人権高等弁務官事務所は国内人権行動計画ハンドブック (Handbook on National Human Rights Plans of Action) を発行した。これは、ウィーン宣言・行動計画の「世界人権会議は、国家が人権の伸張及び保障を促進させる措置を特定する国内行動計画の作成の有効性を各国が検討することを勧告」(第II部、パラグラフ71)との文言を踏まえて出されたもので、「第一部 国内行動計画のコンセプトと初期の経験」、「第二部 国内行動計画の策定」、「第三部 国内行動計画の実施、モニター活動及び評価」等から構成されている<sup>9)</sup>。

#### 四 日本国内の動向

これらの国際的な取り組みと連帯した日本国内の運動が積極的に展開され、次に見るような前進が見られた。

#### 1 与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見等

日本では一九九三年以降連立政権時代に入り、九四年六月には日本社会党の村山富市委員長を首相とする連立政権が誕生した。この村山政権下で、日本の人権確立にむけた大きな進展が見られた。九五年六月一六日、与党・人権と差別問題に関するプロジェクト中間意見が取りまとめられ、「今日、人権実現に向けた国際社会の要請は日増しに大きくなっている。日本国憲法の制定、世界人権宣言の採択から半世紀となる今日、改めて人間の尊厳に関わる問題として人権と差別問題を認識し、人権実現社会の構築を図らなければならない時期にきている」との認識のもとに、①あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約(「人種差別撤廃条約」)の年内批准、②人権教育のための国連二〇年への率先垂範した取り組み、③人権擁護のあり方、実効ある人権侵害への対応のあり方についての検討開始、等を申し合わせた。

この中間意見等に基づき、一九九五年一二月に日本政府は人種差別撤廃条約に加入し、内閣総理大臣を本部長に全省庁を網羅した「人権教育のための国連二〇年推進本部」を設置した。そして、九七年七月には、人権教育

のための国連一〇年国内行動計画を策定した。

## 2 一九九六年地域改善対策協議会意見具申

一九九六年五月、地域改善対策協議会（地对協）から意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が出された。この意見具申の「一同和問題に関する基本認識」では、①同和問題は解決へ向けて進んでいるものの、依然として重要な課題であること、②同和問題など様々な人権問題の解決は、国際的な責務であること、③同和对策審議会答申の精神を踏まえて、国、地方公共団体、国民の一人ひとりが同和問題解決に主体的に努力をしていく必要があること、④同和問題解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題解決につなげていくこと、が提起された。

そのうえで、今後の基本課題として、①依然として根深く存在している差別意識の解消のために教育・啓発を推進すること、②人権侵害による被害の救済等のために二一世紀にふさわしい人権侵害救済制度を確立すること、③教育、就労、産業等の面での格差を是正するため一般施策を活用すること、④施策の適正化のために、当事者の自立促進、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除等を行うこと、を提起した。

なお、上記③の一般施策の活用に関して、意見具申は「同対策答申は、「差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」（③同和問題解決への展望）と指摘している。即ち、部落差別が現存する限り同和行政は継続される必要があること、基本的人権の尊重という目標をしっかりと踏まえた行政（これが「人権行政」である）を実施することによって「同和問題の早期解決をめざす」必要性を指摘している。

## 3 人権擁護施策推進法、「人権教育・啓発推進法」等

地对協意見具申を受けて、人権教育・啓発のあり方、人権侵害救済等のあり方を検討するため、一九九六年一月二月に人権擁護施策推進法が制定され、人権擁護推進審議会が設置された。九九年七月に、この審議会から出された人権教育・啓発に関する答申では、行財政措置の必

要性は指摘されたが、法的措置の必要性にまでは踏み込まれなかった。このため各方面から法的措置が求められ、二〇〇〇年一月、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が公布・施行された。

次いで、二〇〇一年五月には、同審議会から答申「人権救済制度の在り方について」が、同年十二月には、追加答申「人権擁護委員制度の改革について」が出された。

このなかでは、日本でも新たに人権委員会を設置し、人権侵害や差別の被害者に対し効果的な救済を行う必要性が指摘された。これらの答申を受けて、政府は〇二年三月、人権擁護法案を国会に上程したが、人権委員会の独立性・実効性に関わる限界やメディア規制等に対する各方面からの批判が強くなり、〇三年一月の衆議院解散に伴って自然廃案となった。政府は、〇五年三月、人権擁護法案の再提出を準備したが、与党・自由民主党内からの①人権の定義が曖昧、②委員会の権限が強すぎる、③人権擁護委員の国籍条項を残すべき、といった批判により見送られることとなって、今日に至っている。

## 五 自治体の動向

一九九〇年代に入って、日本では地方分権の必要性が

指摘されるようになり、二〇〇〇年四月には、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が全面施行となった。このような流れを受けて、人権行政についても、いくつかの自治体で先進的な取り組みが実施されてきている。ここでは、神奈川県と鳥取県の取り組みを紹介する。

### 1 神奈川県 の取り組み

全国の自治体のうち人権行政確立に向けて先鞭をついたのは、神奈川県<sup>10)</sup>の取り組みである。神奈川県では、一九九二年四月に人権担当セクションが、同年七月にはかながわ人権政策推進懇話会が設置された。そして、九三年四月には同懇話会から提言が出され、九四年三月には神奈川県人権施策推進指針が策定されている。指針の全体構成は、「Ⅰ 指針策定にあたって」、「Ⅱ 指針」、「Ⅲ 具体的施策と実施プログラム」である。このうち「Ⅰ」の「3 基本理念」では、「憲法はもとより国際的な人権の基準に従って、誰もが自己実現のための努力を他に妨げられることなく、また、妨げることなく行うための、「平等・参加・連帯による共に生きる社会づくり」を基本理念に、県民とともに努力することが謳われている。続く「4 指針の性格」では、「この指針は、人権に関する

る神奈川県役割と責任を明確にして、職員一人ひとりが人権尊重の視点で行政を推進し、人権尊重の気風を地域社会に定着させていこうとするものです。そのために、行政施策を推進するにあたって留意すべき事項を整理して、具体的な推進方策を明示しました。また、この指針は、第二次新神奈川計画や各個別プラン等を補完するもの」と規定がされている。「Ⅱ」「Ⅲ」は、「共通事項」と「分野別事項」に分けられていて、「共通事項」では、「1 意識啓発」、「2 人権重視の行政」、「3 相談・支援体制」の三つの柱が設定されている。「分野別事項」では、「1 子ども」、「2 女性」、「3 障害者」、「4 高齢者」、「5 患者」、「6 同和地区関係者」、「7 外国籍県民等」が取り上げられている。なお、「Ⅲ」では、各事業名と九四から九八年までの実施プログラムが明記されている。このうち、とくに注目されるのは、「2 人権重視の行政」で、「毎年一定の時期に、人権担当部長が各部局から前年度分の「人権に配慮した職務遂行実績書」の提出を求めて点検を行い、各部局との意見交換をする。各部局ではその結果を基に、当該年度分の人権に配慮した職務遂行計画を作成し、再度、人権担当部長と意見交換し、「職務遂行計画」の成案を得る」点である。なお、この指針は、九八年三月、二〇〇三年六月に改訂され、現在は「かな

がわ人権施策推進指針」のもとに人権行政が取り組まれている。<sup>①</sup>

## 2 鳥取県の取り組み

自治体レベルでの人権行政に関して、包括的な条例を制定し取り組む先鞭をつけたのは、鳥取県である。鳥取県では、一九九六年七月五日に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が制定され、同年八月一日から施行された。これは、「部落解放基本法」制定要求鳥取県実行委員会を中心とした、県民的な運動が獲得した成果であった。この条例は、前文、第一条(目的)、第二条(県の責務)、第三条(市町村の責務)、第四条(県内に暮らすすべてのものの責務)、第五条(基本方針)、第六条、第七条(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、附則から構成されている。このうち注目されるのは第五条二項で、人権施策基本方針として、「一人権尊重の基本理念」、「二人権に関する意識の高揚に関すること」、「三 差別実態の解消に向けた施策に関すること」、「四 相談支援体制に関すること」、「五 前三号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること」、「六 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題における分野ごとの施

策に関すること」について定めると規定されている。<sup>12)</sup>この条例をうけて同年九月鳥取県人権尊重の社会づくり協議会が設置され、ここでの議論等を踏まえて九七年四月には、鳥取県人権施策基本方針が策定されている（二〇〇四年四月改訂<sup>13)</sup>）。この「基本方針」の「人権全体に共通する事項」では、①人権重視の行政、②人権教育・啓発の推進、③不合理な格差・差別実態解消のための施策の推進、④相談・支援体制の充実、⑤調査・研究の推進、⑥中核となる機関の整備、が柱となっている。また「個別の人権分野に関する事項」としては、①同和問題、②女性の人権に関する問題、③障害者の人権に関する問題、④子どもの人権に関する問題、⑤高齢者の人権に関する問題、⑥県内在住外国人の人権に関する問題、⑦個人プライバシーの保護、⑧病気にかかっている人の人権に関する問題の八分野が盛り込まれた。

条例や基本方針を具体化するに際し、注目される事柄としては、一九九七年一月の鳥取県人権文化センター設立、九九年二月の「人権教育のための国連一〇年」鳥取県行動計画策定、二〇〇二年四月の人権局設置等を挙げることができる。なお、鳥取県においては、県独自で人権侵害の救済が必要だととして、〇五年九月鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例（鳥取県人権侵害救

済条例）が制定された。しかしながら、弁護士会やマスコミ関係者等からの批判により、翌年六月一日からの施行が凍結され、見直し検討委員会での検討が行われ、〇七年一月県知事に対して意見書が提出された。

## 六 民間団体、研究者等の提言

日本における人権行政の開始と発展に民間団体や研究者の果たした役割について、次に紹介しておこう。

### 1 民間団体の提言

一九九三年一月、部落解放研究所（当時）は「日本の人権政策に関する提言」を示した。これは、おそらく人権政策の提言としては日本初のもので、このなかでは、①過去の人権侵害に対する謝罪と補償を早急に行う、②国際的な人権の潮流に合流する、③世界、とりわけアジア・太平洋洋州における人権確立に貢献していく、④国内にある差別を撤廃していく、⑤国内にある差別を撤廃するための法制度を整備していく、⑥差別を撤廃し人権を確立していくために行政機構を整備していく、⑦差別を撤廃し人権侵害を救済していくための機関を整備していく、⑧国会や地方議会の中に差別撤廃・人権確立委員会

の設置を図る、⑨関係団体と専門家等を網羅した差別撤廃・人権確立審議会を設置する、⑩差別をなくし人権を確立するため教育・啓発の充実を図る、⑪差別撤廃、人権確立をめざす人権NGOの役割を評価するとともにネットワークの構築を図る、⑫世界人権宣言四五周年の記念すべき一二月一〇日に細川首相の声明発表を求める、の一二点に及ぶ提言を行った（一九九八年一二月改訂）。

次いで、二〇〇〇年一月人権フォーラム21から「人権政策提言―より良き日本の人権保障を求めて―」が公表された。この提言で最も注目されるのは、「人権政策三原則」として「日本の人権政策の基本理念を実現するにあたっては、(1)当事者性、すなわち「当事者の視点に立った施策の推進と当事者自らによる事案解決に対する適切な支援」、(2)地域性、すなわち「地域において人権侵害・差別事案を自ら解決する取り組みの支援」、(3)総合性、すなわち「人権侵害の被害者に多面的・多角的な救済を提供する総合的な取り組み」の三原則を柱にした積極的な取り組みが必要。」だと明確に指摘された点である（二〇〇二年一月改訂<sup>15)</sup>）。

さらに二〇〇六年一二月には、人権の法制度を提言する市民会議から「日本における人権の法制度に関する提言」が示された。日本の人権状況を変革していくために

当面求められている課題として「提言」が指摘しているのは、公権力による人権侵害や差別、市民間における人権侵害や差別に対して、簡易迅速に実効的な救済を行うための、政府から独立した国内人権機関（たとえば人権委員会）の設置である。つぎに、今後の基本課題としては、①人権を侵害する法や制度（婚外子の相続分を差別している民法、外国人差別の一因となっている出入国管理及び難民認定法や外国人登録法など）の改廃、②人権基本法の制定、③差別禁止法の制定、④国や自治体が総合的な人権行政を推進していくための体制の確立、指針等の策定、⑤人権教育・啓発の推進、である。なお、「提言」は、国際的な視点を踏まえた課題についても、人権侵害や差別を受けた人々が個人通報制度を利用できるよう、自由権規約の第一選択議定書など関係条約の早期批准を求めている<sup>16)</sup>。

## 2 自治体関係者と中心とした研究会の報告

一九九六年六月、大阪府自治体人権啓発連絡会議の自治体人権啓発行政あり方研究会によって「人権行政の確立に向けて」と題した研究報告書がとりまとめられた。報告書では、研究会として「一九九七年三月の地対財特法の期限後を見通しながら、同和行政の成果を引き継ぐ

とともに、「啓発行政」を越えて「人権行政」を展望した人権啓発の方向性を創出することの大切さを確認し「…」議論を深めてきた」と述べている。

そのうえで、「市町村などの各自自治体の最終的な目標は、日本国憲法の理念を地域で住民自治によって具体化していくことである。…」地方自治体の仕事は全て人権にかかわりがあり、「人権」と無関係なセクションは存在せず、すべての行政は基本的に「人権行政」であるという認識を持つことが大切である」との基本的な指摘を行っている。そして、「同和問題の啓発が、差別の実態を解消していく施策・対策の立案や実施とともに進められてきたように、さまざまな差別を解消していくためには制度・施策の改善、新しい制度・施策の創造と人びとの人権意識の高揚が密接不可分な課題として取り組まれる必要がある」と、施策・対策と啓発の一体的推進の重要性を提起している。さらに、「本来、総合的な街づくりの調整機能を担っている企画部門そのものが総合的な人権課題の企画調整機能を担うべきであるが、差別解消施策の調整と推進の経験が庁内で十分醸成されていない状況では、一旦、人権推進部、人権文化部、人権啓発課などの部局を設置するなどの過渡的なシフトも必要であろう」と庁内体制のあり方にも言及している。

これをうけて、その後の変化を踏まえ、二〇〇五年三月、大阪人権行政推進協議会の人権企画・人権啓発に係る専門会議・人権企画研究会から「人権行政の新たな発展に向けて―人権企画研究会」研究報告書」が出された。この報告書では、「自治体行政」⇔「人権行政」という認識とそれを土台とした行政運営がまだまだ不十分であることは否めず、「いわゆる一般行政」と「人権行政」とが依然として乖離しており、相変わらずパラレルな関係として捉えられてい」との現状分析がなされている。その原因として、「社会全体を見渡しても、また、行政内部においても、「人権」概念の認識が極めてあいまいであること」、「人権問題行政」のみを「人権行政」と捉えることは、行政本来の存在目的であり、本質でもある「人権行政」の範囲を矮小化することになり、結局、「人権問題行政」と「一般行政」という二つのカテゴリに分化してしまい、「一般行政」部局の職員に「私の仕事は人権とは関係がない」という認識が生まれ、「人権行政」の一翼を担っているという自覚が培われないこと」を指摘している。

そのうえで、人権概念について、「人間としての自由を基礎として誕生した人権の概念は、その後、「個人の尊厳」を生涯にわたって担保し保障するために、「幸福

「追求権」を土台として「教育を受ける権利」「福祉を受ける権利」「安全に暮らす権利」「健康で文化的な生活権」「居住権」「環境権」などの「社会的市民権」を含み込みながら発展してき」たと、整理し、「近代社会の原理である「市民的権利と市民的自由」の侵害や未保障問題としての差別問題を、行政の全部局の自覚的・主体的な取り組みによって克服し、「人権の文化」に満ちた地域社会を市民とともに創り出していくために、各自自治体において、「人権部局」と「企画」あるいは「政策推進」一部局との組織的な連携や統合を進めていくことが望まれます。そして、「人権のまちづくり」と「総合計画」とのリンクによって、まちづくりの基本が「人権の確立」にあるということが明確になり、全庁的な取り組み施策の道筋が構築されていくよう、府内のすべての自治体において、まず、「人権行政基本方針」が策定され、その具体化が図られること」への期待で結ばれている。

### 3 人権行政あり方検討会『人権行政』について

二〇〇六年三月、大阪府人権協会や大阪府人権室等によって構成されている人権行政あり方検討会から『人権行政』について「中間とりまとめ」が公表された。これは、「1はじめに」、「2人権をめぐる国内外の動

きと大阪府の人権施策について」、「3「人権行政」の目的」、「4「人権行政」の内容・役割」、「5「人権行政」の対象」、「6まとめ」から構成されている。「1はじめに」では、「行政において人権施策をより積極的に推進していくためには、「人権行政」の概念を明らかにすることが重要である」と指摘し、「3「人権行政」の目的」を、「①人権の保障を目的とする法令に基づき施策を実施することにより、人権保障をめざすこと」、「②法令に基づき、さまざまな公益実施のための施策を実施するにあたり、常に人権保障の視点をもち、かつ十分に留意することにより、人権の保障をめざすこと」と整理している。「4「人権行政」の内容・役割」については、「人権侵害の救済」、「人権意識の高揚」、「自立・自己実現」、「交流・協働」の指標に沿ってまとめられ、「5「人権行政」の対象」を、「府民全般を対象とする取組み」と「人権課題を有する人等を対象とする取組み」に分けている。そして「6まとめ」では、「人権行政」の概念を「①狭義の「人権行政」すなわち「人権侵害を受け、または受けるおそれのある人に対する救済のための行政」と「主として府民全般を対象とした人権意識の高揚を図るための行政」、「②広義の「人権行政」すなわち「狭義の人権行政に加え、さまざまな課題を有する人などの自

立・自己実現を支援する行政」(このカテゴリーには、府民一人ひとりの自己実現のための主体的な取組みが尊重され、促進される行政をふくむ)、「③「人権行政推進の環境整備」すなわち「あらゆる行政施策に人権の視点の導入、定着をすすめる行政」として提示し、「人権行政」の検証・評価を今後の検討課題として提起している。<sup>18)</sup>

#### 4 研究者の提起

日本の「人権行政」には、研究者による提起も大きな影響を与えている。その一つは、一九九八年七月に出された江橋崇法政大教授による「人権行政の日本の人権状況」(『法学セミナー』No.533)と題した論文である。この論文では、「日本は、今、人権行政の抜本的な見直しの時期にある」とし、「日本の人権行政改革の課題の第一は、人権行政を法務省人権擁護局の権限と限定するのではなく、より広範囲の行政の課題として再設定することにある。あるいは、内閣による総合調整が必要であるといってもよい」と問題提起されている。そして、「形式的意味の人権行政」と「実質的意味の人権行政」の区別を提案し、「人権の保護、実現を直接的な課題とするもので、法務省設置法によって法務省人権擁護局の職務とされ「…」人権の啓発と、人権被害者の救済、それに

訴訟支援が中心」の「形式的な意味の人権行政」に対して、「今日、必要なのは、日本社会、国際社会の大きな変動のなかで、人権の保護をさらに充実させ、人間性がより豊かに実現できる社会を作り上げるように人権の伸張に努めることである。つまり、「実質的意味の人権行政」の改革が求められている」と提起している。

そして、今後の人権行政のあるべき姿として、「人権行政は、伝統的には、人権教育・啓発と、被害者救済・加害者制裁の二類型であると考えられてきた。それは、「形式的意味の人権行政」を基準にした区分であり、「実質的意味の人権行政」を基準にすると、何よりも公的な事業の人権評価システムの形成が入り、また、人権共生社会の促進と阻害行為の規制というジャンルも見えてくる」と指摘し、「①人権評価」「②人権教育・啓発」「③人権被害者の救済、加害者の制裁」「④人権共生社会化の促進と阻害行為の規制」の四つの柱が提示されている。このうち、①での「環境アセスメントと同じように、各省庁の行う各種の施策が市民の人権にどのように影響しているかをつぶさにモニターし、必要な場合には勧告を発するような制度が必要」との指摘、④における「これまでの人権行政に欠落するのは、人権が豊かに保障された地域作りという観点である。これは、地域の振興、発

展に責任を持つ自治体が、市民とともに総合的に作り上げていくべきものである。ここに、自治体が固有の事務として人権行政を展開する大きな理由がある」との指摘は、重要である。

研究者によるもう一つの提起として、二〇〇二年二月に出された高野眞澄香川大学名誉教授の『現代の人権法と人権行政』（有信堂）に収められた論文がある。

「福山市における今後の同和行政の在り方について」のなかで、今後の同和問題に対する基本認識として、「一つは、地域における被差別マイノリティグループに属する人たちの一人ひとりの基本的人権の尊重ということ、二つは、その人たちと向き合って差別をなくそうとする側に立つマジョリティに求められる差別からの自立という要請、そして三つは、地域の面としての広がり」がキーワードだとし、今後の同和行政の基本方向として、①地域性、②総合性、③国際性、④公開制、⑤効率性が求められるとの指摘が行われている。

また、「日本の人権政策をめぐる最近の動向と課題」では、日本における人権政策の確立に向けた歴史的な考察が行われ、日本国憲法の制定が第一段階、八〇年代における国際人権条約の受容が第二段階、人権擁護施策推進法や人権教育・啓発推進法の制定に象徴される九〇年

代後半以降における人権政策の新たな展開の時期が第三段階と整理されている。そのうえで、第三段階の人権政策の体系的な実現のために、①人権教育・啓発の推進、②人権救済機関の創造、③人権・同和行政の推進が求められる、との指摘が行われた。

さらに、「再び部落問題と「基本法」制定の意義について」のなかで、「必ずしも部落差別だけに限定せずとも、部落差別の解消を含めた確固とした人権の法政策を確立することが、二十一世紀を展望する今日の最緊要な日本の課題だと考えております。要は、日本国憲法の平等の理念のもとで、平等原理から疎外されている被差別部落出身者、アイヌの人たち、在日韓国・朝鮮人の人たちを含めて、人権回復のための基本政策と基本方針を策定し、それをもとに人権教育と啓発、人権被害の救済の法的かつ行政的な裏付け措置を図っていくことが必要である」との指摘は、注目に値する。

## 七 人権行政の骨格

以上、大阪市人権施策推進議会答申、さらに国際的な人権擁護の動向、国レベルの動向、自治体の動向、民間団体や研究者等へと遡ることで浮き彫りになってきた人

権行政の骨格を、整理してみよう。

## 1 定義

人権行政とは、国や自治体によって人権の保護と伸張のために行われる一切の取り組みである。具体的には、国や自治体は、人びとの幸福追求権をはじめとした人権を最大限確保するために存在している。このため、国や自治体は、①人びとの人権を侵害してはならない、②人権を侵害されている人を救済するとともに、人権侵害をしている人を規制しなければならない、③人権教育・啓発を推進しなければならない、④人権を最大限追求できるように諸施策を実施しなければならない。

また、人権行政とは、行政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことでもある。

## 2 根拠

国や自治体は、権力機関であるという側面をもつているため、法に基づく統治という原則を守らなければならぬ。このことは、人権行政を推進していくうえで思いえる。根拠になる法としては、国と自治体については、

①日本国憲法、人権教育啓発・推進法等の人権に関する法律、②日本が締結した人権条約等が、自治体については、これらに加えて③自治基本条例、人権条例等がある。

## 3 基本的な内容

人権行政の基本的な内容としては、①相談、②教育・啓発、③救済・規制、④施策がある。このうち、①については、総合相談と個別相談の両者が必要で、国や自治体が直接行うものと、NGOやNPO等が行うものとのネットワーキングが必要である。また、相談担当者に対する研修が極めて重要である。②については、条約や法律を含む人権の内容に関するものと、人権が侵害された場合回復するための方法まで含む必要がある。③のうち、救済については、救済に携わる機関の独立性、専門性、簡易・迅速性が重要である。規制については、まず説得と納得を基本とし、その効果がない場合に限定することが必要である。④については、衣食住、労働、生活、教育、文化等あらゆる分野を含む必要がある。

## 4 留意すべき内容

人権行政の内容として、まず社会的に弱い立場にある人びとの人権に留意する必要がある。なぜなら、①予算

や人員の制約から重点を定める必要があり、②社会的に弱い立場におかれている人びとの声は弱く無視されがちであって、③最も困難な立場におかれている人びとに対する取り組みは、すべての人に役立つものが少なくないからである。

次いで、社会の変化に伴う新たな人権問題に対応することが必要である。たとえば、情報化の進行とともに、プライバシーの侵害、インターネットによる差別や人権侵害の拡大が大きな問題となってきた。また、遺伝子等に関する研究の進展により先端医療が日進月歩の変化を遂げたことに伴い、新たな人権問題が生じてきている。これらは、既存のシステムでは対応しきれない場合が少なくないため、特別の留意が求められる。

さらに、国際連帯の視点が必要である。グローバル化の急速な進行に伴って、①国内、自治体内の外国籍住民、あるいは日本以外の国にルーツをもっている住民の人権に留意すること、②日本以外の地で生起している人権問題への関心をもつこと、が求められる。

## 5 国や自治体職員への人権研修

人権行政の円滑な実施には、国や自治体の職員に対する系統的な人権研修が不可欠である。その対象に、それ

ぞれのトップを含む幹部職員を含む必要がある。また、人権研修を一過性、通り一編に終わらせないために、それぞれの業務に即したテキスト、カリキュラムの作成が求められる。この他、国会や地方議会の議員対象の人権研修、国家公務員や自治体職員を輩出する大学や大学院での人権に関するコースの充実も重要である。

## 6 国や自治体そのものが人権の視点を貫くこと

国や自治体の財政危機、効率化、外部委託等が声高に叫ばれている昨今の状況を考慮したとき、国や自治体の経営・事業そのものを、人権が尊重され人権を伸張するものにしていくことが必要である。たとえば、国家公務員や自治体職員（嘱託、アルバイト職員含む）の賃金や労働条件、国や自治体が行う委託、指定管理に際する契約に際して、人権の視点が貫かれる必要がある。この点に関して中川幾郎帝塚山大学教授は、「工事請負や事務事業委託などの入札参加資格だけでなく、PFI、指定管理者制度、公共サービス効率化法（市場化テスト法）に基づく事業者選定にあたって、その選定基準（団体適格性審査等）に人権をはじめとしたこれらの基準・指標が重要となってくる」（『人権年鑑2017』）と指摘している。

## 7 人権行政の手法

手法としては、以下の諸点が重要である。

①実態調査を実施し、計画を策定する。その計画については、基本方針、基本計画、実施計画から構成されるものとする。

②実施した事業・施策の評価、評価に基づく計画の見直しを行う。その際、人権行政に関する計画を、国や自治体の全体計画の重要な柱に位置づける。

③予算と決算の際に、人権の視点からチェックする。

④人権行政に関する情報公開とともに、被差別当事者の参画、市民参画を重視し、専門家の参画を得ていく。

⑤人権尊重のまちづくりと結合する。

## 8 人権行政の主体

主体は、何より国や自治体そのものであるが、被差別の当事者、人権侵害をうけている当事者の参画を重視するとともに、企業やNGO、NPOとの協働の視点を持つ必要がある。

## 9 人権行政の体制

体制としては、国や自治体の中に、首長をトップにす

べての府省庁(国)、部局(自治体)を網羅した推進本部を設置する必要がある。また、国や自治体の中に、総合調整、企画立案機能を持ったセクションを設置する必要がある。上記セクションを設置していないすべての省庁、部局に人権担当を設置する必要がある。さらに、人権行政を推進していくために被差別当事者、専門家等の参画する審議会等を設置する必要がある。

## 八 おわりに

結びとして、今後の課題について提起しておきたい。

まず、すべての自治体で、自覚的に人権行政が推進される必要がある。現在、日本には一八〇〇余の自治体が存在している。そのうち人権条例を制定している自治体は四二〇余で、計画を策定し、体制を整備している自治体はその半分程度である。差別なり人権侵害は人びとが日常暮らしている場で生じることを考えたとき、すべての自治体で人権条例を制定し、積極的な人権行政が取り組まれる必要がある<sup>19)</sup>。

次いで、国レベルでの取り組みが必要である。このためには、日本国憲法や国際人権規約をうけた人権基本法を整備すること、この法律に基づき人権施策基本方針、

基本計画、実施計画を策定すること、これらを推進するための人権省を設置すること、内閣総理大臣を本部長とする人権推進本部を設置すること、当事者や専門家の参画する人権推進審議会を設置すること等が必要である。

さらに、差別撤廃と人権確立を求める国際的な潮流と積極的に連帯していく必要がある。たとえば、国連は、人権、環境、労働基準等が世界的に守られるようにグローバル・コンパクトを提唱し、企業や自治体等へ参加を呼びかけている。また、ユネスコは、反人種主義・差別撤廃都市連合の結成を呼びかけている。おりしも本年は、世界人権宣言が国連で採択されて六〇周年という節目にあたり、日本における人権行政の飛躍的な前進が期待されている。

## 注

- (1) 答申を受けた關潤一市長は二〇〇七年一月の市長選挙で敗れ、同年二月一九日、平松邦夫市長に交代した。
- (2) 意見募集は二〇〇七年六月一日から七月二〇日まで実施され、寄せられた意見提出件数は、一三三二件(団体意見八二件、個人意見一五〇件)であった。
- (3) 大阪市人権施策推進審議会からの答申については、大阪市のウェブサイトに掲載されている。
- (4) このうち部落問題については、二〇〇一年一〇月に大阪市同和対策推進協議会から出された意見具申「大阪市内における今後の同和行政のあり方について」がある。
- (5) 世界人権会議ならびにウィーン宣言・行動計画については、国連広報センターのウェブサイトの刊行物参照。
- (6) パリ原則や国内人権機関については、山崎公土監修「国内人権機関 人権の伸張と保護のための国内人権機関づくりの手引き書」(解放出版社、一九九七年)がある。
- (7) 人権教育のための国連一〇年や人権教育の世界プログラムと日本での取り組みについては、拙稿「人権教育のための国連一〇年」の総括と「人権教育の世界ログラム」を踏まえた今後の課題」(「これからの人権保障」有信堂、二〇〇七年)。
- (8) 反人種主義・差別撤廃世界会議とダーバン宣言・行動計画については、月刊『部落解放』増刊五〇二号(二〇〇二年五月)。
- (9) *Handbook on National Human Rights Plan of Action* については、国連人権高等弁務官事務所のウェブサイトに掲載されているが、日本語訳はない。
- (10) 神奈川県の人権行政の初期の取り組みについては、神奈川県人権担当「総合的な人権行政の展開」(『人権条例とまちづくり』解放出版社、一九九七年)。

- (11) かながわ人権施策推進指針の構成は、「Ⅰ 指針の基本的な考え方」、「Ⅱ 施策推進にあたっての県の基本姿勢」、「Ⅲ 人権教育の推進」、「Ⅳ 人権啓発の推進」、「Ⅴ 相談・支援体制」、「Ⅵ 人権施策の推進体制」、「Ⅶ 分野別施策の推進」で、改訂前のものと比べてとき「人権教育の推進」「人権施策の推進体制」が新たに独自の柱とされている。また分野別施策についても、当初の七課題に「8 ホームレス」「9 犯罪被害者」が追加されている。
- (12) 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の制定に至る経過と評価等については、椋田昇一「施行された「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」〔部落解放〕四一一号、一九九六年一〇月）参照。
- (13) 改訂された基本方針では、「第2章 基本的な考え方」の「Ⅰ 人権尊重の基本理念」が、「Ⅰ 自己実現を追求できる社会の構築」、「2 差別実態の解消」、「3 ユニバーサルデザインの推進」に変更された。また、「第4章さまざまな分野における施策の推進方針」で、「Ⅸ その他の人権問題」として、「Ⅰ アイヌの人びと」、「2 刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人」、「3 犯罪被害者やその家族」、「4 性的マイノリティ」が追加されている。

(14) 部落解放研究所編『日本の人権政策に関する提言…世

界人権宣言四五周年にあたって』（部落解放研究所、一九九三年）参照。

- (15) 人権フォーラム21編『21世紀日本の人権政策 人権フォーラム21の提言 Part2』（解放出版社、二〇〇〇年）。
- (16) 「日本における人権の法制度に関する提言」については、人権市民会議のウェブサイトに掲載されている。
- (17) 「人権行政の新たな発展に向けて―人権企画研究会」研究報告書」については、人権政策研究会のウェブサイト参照。
- (18) 人権行政あり方検討会『「人権行政」について―中間とりまとめ』大阪府人権協会、二〇〇六年三月。
- (19) 人権条例の制定状況と今後の課題等については、拙稿「部落差別撤廃・人権条例の制定の経過・現状・今後の課題」〔部落解放研究〕第一七五号、二〇〇七年四月）。
- (20) グローバル・コンパクトの概要、参加企業・自治体については、国連広報センターのウェブサイト参照。
- (21) 反人種主義・差別撤廃都市連合については、月刊誌『ヒューマンライツ』二二三号（二〇〇六年一〇月）。